

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：長野県
農業委員会名：豊丘村農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 709 |
| 自給的農家数 | 276 |
| 販売農家数 | 433 |
| 主業農家数 | 75 |
| 準主業農家数 | 109 |
| 副業的農家数 | 249 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 720 |
| 女性 | 369 |
| 40代以下 | 27 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 69 |
| 基本構想水準到達者 | 68 |
| 認定新規就農者 | 5 |
| 農業参入法人 | 6 |
| 集落営農経営 | |
| 特定農業団体 | |
| 集落営農組織 | |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畠 | | | | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 普通畠 | 樹園地 | 牧草畠 | |
| 耕地面積 | 174 | 404 | | | | 578 |
| 経営耕地面積 | 117 | 226 | 40 | 181 | 5 | 343 |
| 遊休農地面積 | 18 | 33 | | | | 51 |
| 農地台帳面積 | 276 | 500 | | | | 776 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 33年 4月 29日

| | 選挙委員 | | 選任委員 | | | | 合計 |
|-------|------|----|------|------|--------|------|----|
| | 定数 | 実数 | 農協推薦 | 共済推薦 | 土地改良推薦 | 議会推薦 | |
| 農業委員数 | | | | | | | |
| 認定農業者 | — | | | | | | |
| 女性 | — | | | | | | |
| 40代以下 | — | | | | | | |

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 33年 4月 29日

| | 農業委員 | | 定数 | 実数 | 地区数 |
|------------|------|----|----|----|-----|
| | 定数 | 実数 | | | |
| 農業委員数 | 12 | 12 | | | |
| 認定農業者 | — | 7 | | | |
| 認定農業者に準ずる者 | — | | | | |
| 女性 | — | 4 | | | |
| 40代以下 | — | | | | |
| 中立委員 | — | 1 | | | |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (平成30年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|--------------------|---|-----------|-------|
| | 578ha | 195ha | 33.7% |
| 課 題 | 農地が分散していることなどから、担い手への集積がなかなか進まない。今後においても可能な限り農地中間管理機構を活用し集積を図る。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|------|--|-------|-----------|-------|
| 目 標 | 集積面積 | 252ha | (うち新規集積面積 | 37ha) |
| | 目標設定の考え方:平成31年度における農地集積面積の目標値に向けて、単年度の目標集積面積を平均的に算出。 | | | |
| 活動計画 | •円滑な権利移動ができるよう農用地利用集積計画による利用権設定等の制度周知をホームページ等で実施。 •農用地の利用権設定等の促進、農地移動適正化あっせん事業の推進。(農地中間管理事業の活用) | | | |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 27年度新規参入者数 | 28年度新規参入者数 | 29年度新規参入者数 |
|---------|--|--------------------|--------------------|
| | 1経営体 | 1経営体 | 1経営体 |
| | 27年度新規参入者が取得した農地面積 | 28年度新規参入者が取得した農地面積 | 29年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 1ha | 0.6ha | 0ha |
| 課 題 | 営農支援センター、農業改良普及センターなど関係機関と連携し、新規の青年就農者及び定年帰農者の掘り起こしが必要である。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|---|--------|-------|
| 参入目標数 | 1経営体 | 参入目標面積 | 1.5ha |
| 活動計画 | 年間を通じて新規就農相談を行うとともに、営農支援センター、農業改良普及センターのほか、移住定住係とも連携し、新規の青年就農者及び定年帰農者の掘り起こしを行う。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (平成30年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
|--------------------|---|-----------|-------------|
| | 587ha | 51ha | 8.7% |
| 課 題 | 担い手の高齢化や後継者不足、相続等により農家以外の者が農地を取得することによる耕作放棄地の増加対策が課題。また、耕作放棄地化する立地的な原因を解消するため、土地改良や面的集積の推進が必要である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-----------|---|--|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 0.1ha 目標設定の考え方:平成34年度における農地集積面積の目標値に向けて、単年度ごとの目標集積面積を算出。 | | |
| 活動計画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 19人 | 6月～8月 | 6月～8月 |
| | 調査方法 | ・村内を6地区に分け、農業委員が調査を実施する。遊休化している場合は、耕作放棄地の区分や状況を地図等に記録する。 ・遊休農地の所有者等に今後の農地利用に対する意向調査を行う。 | |
| 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | 10月～11月 | 11月～1月 | |
| その他 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| 現 状 (平成30年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
|--------------------|-----------------------------|-----------|
| | 578ha | 0ha |
| 課 題 | 違反転用防止として、早期発見と適切な指導が重要である。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

| | |
|------|---|
| 活動計画 | ・違反転用防止のための啓発・監視活動として農地利用状況調査を実施する。 ・農地法の周知に努める。 |
|------|---|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入